



2021年6月24日

自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ (会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当行は、2021年6月24日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記のとおり自己株式を取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

譲渡制限付株式報酬に伴い交付する株式への充当のため。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当行普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 90,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合0.11%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 1,500万円(上限) |
| (4) 取得期間 | 2021年6月25日～2021年7月20日 |

(ご参考) 2021年5月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式除く)	82,529,845株
自己株式数	23,876株

以 上

報道機関のお問合せ先
筑波銀行 総合企画部広報室
TEL 029-859-8111